平成２１年（フ）第１４６１８号
東京都品川区南品川６丁目７―31―201
破産者　近藤　順子
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６７８号
東京都千代田区神田神保町１丁目22
破産者　いとみ有限会社
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６７９号
埼玉県さいたま市浦和区本太１丁目39―13
破産者　伊藤　規明
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６８２号
東京都荒川区西日暮里２丁目48番２号
破産者　有限会社にっぽり製版印刷
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７０３号
東京都東大和市狭山２丁目1252番地１
破産者　有限会社ランチプラザ
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７０４号
東京都東大和市芋窪４―1798　小澤方、住民票上の住所東京都東大和市清原２丁目１―10―408
破産者　鈴木　　茂
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７０７号
東京都八王子市絹ケ丘３丁目２番14号
破産者　株式会社ケィ・ジー・シー
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７０８号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西６丁目20―６
破産者　金城　正勝
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７０９号
東京都渋谷区渋谷３丁目６番18号
破産者　株式会社ベルテンポ
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７１０号
神奈川県川崎市宮前区東有馬２丁目41―38―Ｂ―101
破産者　塩井　康仁
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７１３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区坂本町237番地７ヴァンハウス上星川601号
破産者　有限会社ビーンズ
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７８３号
東京都足立区綾瀬３丁目24番６号
破産者　株式会社ネットスピード
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８３９号
東京都武蔵野市西久保２丁目21番５号
破産者　那由多株式会社
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８７３号
千葉県流山市東初石３丁目245番地の58
破産者　有限会社湘南セレディー建設
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８７８号
茨城県結城市大字矢畑612番地の11
破産者　藤井工業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８７９号
栃木県小山市本郷町２丁目７―43―101
破産者　藤井　由夫
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８８１号
東京都葛飾区東金町７丁目30番９号
破産者　有限会社宏和内装
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８８２号
東京都葛飾区東金町７丁目30―９
破産者　木村　　弘
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８８３号
東京都葛飾区東金町７丁目30―９
破産者　木村　和子
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８９３号
東京都港区六本木３丁目１番28号
破産者　坂本幸夫コンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８９４号
神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９―４―802、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９―10―613
破産者　坂本　幸夫
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８９５号
神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９―４―802、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９―10―613
破産者　坂本　大輔
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部